

教職員各位

校長

新型インフルエンザに関する対応について（通知）

新型インフルエンザ感染者が近隣の県において確認されるなど、深刻な状況が続いています。本校の対応として、次のとおり実施することとしますのでお知らせします。

1 教職員及び学生の対応について

	出勤前及び帰宅後の対応	勤務時間中の対応
教職員	1 咳、喉の痛み、悪寒、発熱（38度以上）、頭痛、関節痛、脱力感等を感じたら必ず受診する前にかかりつけの医療機関又は発熱受診紹介窓口にて、電話で相談し受診する。 2 受診の結果（新型インフルエンザ等に感染）を総務課職員係（058-320-1215）に連絡する。 3 症状により出勤停止（休暇）。総務課職員係から関係教職員に連絡する。	

	登校前及び帰宅後の対応	授業中の対応
通学生	1 咳、喉の痛み、悪寒、発熱（38度以上）、頭痛、関節痛、脱力感等を感じたら必ず受診する前に発熱受診紹介窓口にて電話で相談し、医療機関で受診する前に学級担任に医療機関名を連絡し、医療機関で受診する。 2 受診の結果（新型インフルエンザ等に感染）を学級担任に連絡する。 1 3 症状により登校停止（欠課の取扱いについては学級担任に相談） 2	1 咳、喉の痛み、悪寒、発熱（38度以上）、頭痛、関節痛、脱力感等を感じたら 学生から学級担任又は最寄りの教員（以下「学級担任等」という。）に申出させる。 学級担任等は保健室に連絡する。 保健室（看護師）で、発熱受診紹介窓口等に、電話で相談する。 学級担任等は、学生を医療機関で受診させる。（「学生の怪我、病気などにおける連絡方法」による。） 2 学級担任等は、学生の症状により、保護者に迎えを要請、又は学生とともに学校に戻る。 1 3 症状により登校停止（欠課の取扱いについては学級担任に相談） 2
寮生	1 咳、喉の痛み、悪寒、発熱（38度以上）、頭痛、関節痛、脱力感等を感じたら寮生から、当直教員又は寮事務室（以下「当直教員等」という。）に申出させる。 当直教員等で、発熱受診紹介窓口等に、電話で相談する。 当直教員等は、タクシーにより寮生を医療機関で受診させる。（「学生寮当直の手引き」により、原則として教員が付添う。） 2 当直教員等は、学生の症状により、必要に応じ保護者に連絡し迎えを要請、又は寮生とともに寮に戻る。 3 当直教員等は、寮事務室、寮務主事に状況を連絡する（翌朝）。欠席の場合は、寮事務室から学級担任に連絡する。 1 4 症状により登校停止（欠課の取扱いについては学級担任に相談） 2	発熱受診紹介窓口等の連絡先 3 岐阜県 058-272-8860（8:30-18:00） 岐阜市 058-252-7191（"） 岐阜保健所 058-380-3004（9:00-17:00） 愛知県健康対策課052-954-6272（"） 名古屋市健康増進課 052-972-2631（9-19:00） （上記の時間外の連絡先） 岐阜県保健医療課058-272-8860（24時間） 地域救急医療情報センター 岐阜地域 058-262-3799 本巣地域 058-324-3799 大垣地域 0584-88-3799

- 1 学級担任は学生課に連絡する。（学生課、寮事務室、保健室で情報を交換・共有する。）
- 2 新型インフルエンザ・通常のインフルエンザとも出席停止
（出席停止手続きのために診断書を取得しておくこと。本校の書式は、ホームページ（学内専用）に掲載しています。）
- 3 その他の保健所等については、次のホームページを参照してください。（学内専用）
<http://www.cc.gifu-nct.ac.jp/gakunaiyou/shomu/hokenjyo.pdf>

2 臨時休業等の措置について

- (1) 校長は、次の状況を踏まえ臨時休業等の措置を決定し、教職員、学生及び保護者に通知する。
 高専機構は、各高専の所在する県又は近隣の県において発症者が出現した場合は、原則として、直ちに臨時休校措置を講ずることを基本方針としている。
 隣接する岐阜市などの学校において、臨時休業の措置が取られた場合（多数の学生が、岐阜市内から通学していることから、感染拡大を止めることが必要）
- (2) 教職員及び学生への連絡
 教職員への連絡：学科長（課長等） 教職員（緊急連絡網による）
 学生（保護者）への連絡：学科長（専攻科長、専攻科主任） 学級担任 学生（保護者）

新型インフルエンザ患者発生に伴う休校等の措置に関する暫定取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における新型インフルエンザ患者の発生に伴う休校、学級閉鎖、閉寮等の措置（以下「休校等」という。）に関し、文部科学省及び国立高等専門学校機構の通知並びに岐阜県及び岐阜県教育委員会の対応方針に定めるもののほか、暫定的に必要な事項を定めるものとする。

(休校等の決定)

第2条 新型インフルエンザに感染した学生が発生した場合は、患者の発生状況や感染経路、濃厚接触者の状況を踏まえ、学校医及び保健所等(以下「学校医等」という。)と協議し、主管会議の議を経て、校長が休校等を決定する。

(休校等の基準)

第3条 休校等の基準は、原則として次のとおりとする。

- 一 学級（専攻科にあっては学年とする。以下同じ）及び部活動の集団（以下「学級等の集団」という。）において、新型インフルエンザの感染者が2名以上発生したときは、学級等の集団において当該罹患者が活動した日の翌日から7日間は、学級閉鎖又は活動停止とする。
- 二 学年内の複数の学級において、新型インフルエンザの感染者が、それぞれ2名以上発生したときは、学級等の集団において当該罹患者が活動した日の翌日から7日間は、当該学年を学年閉鎖とする。
- 三 複数学年において、新型インフルエンザの感染者が、それぞれ2名以上発生したときは、学級等の集団において当該罹患者が活動した日の翌日から7日間は、休校とする。
- 四 学級等の集団において、新型インフルエンザの感染の疑いのある者が2名以上発生したときは、学校医等と協議し、当該学級等の集団を学級閉鎖、活動停止、学年閉鎖又は休校とすることがある。
- 五 学生寄宿舎の建物内において、新型インフルエンザの感染者が2名以上発生したときは、当該建物での罹患者が確認された日の翌日から7日間は閉鎖し、同建物に居住していた学生は自宅待機とする。
- 六 学生寄宿舎の建物内において、新型インフルエンザの感染の疑いのある者が2名以上発生したときは、学校医等と協議し、当該建物を閉鎖し、同建物に居住していた学生は自宅待機とすることがある。
- 七 学生寄宿舎の複数の建物において、新型インフルエンザの感染者がそれぞれ2名以上発生したときは、全寄宿舎を罹患者が確認された日の翌日から7日間は閉鎖し、全寄宿生を自宅待機とする。

(休校等に伴う授業等)

第4条 休校等に伴う授業等の実施については、教務会議等で臨時措置を検討する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

付 記

この要領は、平成21年8月24日から実施する。